☆☆　新型コロナウイルス感染症ニュース 第 111 号　2022.3.22　☆☆

春分も過ぎていよいよ春本番、のはずですがまだまだ寒い日があります。新型コロナウイルス感染症も減少傾向にあるものの、まだまだ油断できません。

ワクチン接種の現状

3 月 16 日 17 時時点で VRS に登録された、仙台市の新型コロナワクチン接種の種別実績です。

年代	接種回数（1 回目）	接種回数（2 回目）	接種回数（3 回目）	接種率（1 回目）	接種率（2 回目）	接種率（3 回目）	接種対象者数
10 歳未満	–	–	–	–	–	–	44,799※1
10 代	59,880 回	58,761 回	1,452 回	64.3%	63.1%	7.0%	93,118 人※2 (20,704 人) ※3
20 代	97,011 回	96,297 回	18,437 回	79.3%	78.7%	15.1%	122,362 人
30 代	111,547 回	110,864 回	20,965 回	80.7%	80.2%	15.2%	138,222 人
40 代	141,093 回	140,409 回	30,416 回	84.9%	84.5%	18.3%	166,211 人
50 代	130,134 回	129,719 回	38,841 回	92.4%	92.1%	27.6%	140,771 人
60 代	113,077 回	112,804 回	83,045 回	91.0%	90.8%	66.8%	124,244 人
70 代	112,538 回	112,213 回	98,903 回	96.6%	96.3%	84.9%	116,554 人
80 代	61,358 回	61,093 回	51,956 回	98.5%	98.1%	83.4%	62,276 人
90 代以上	16,066 回	15,971 回	13,185 回	98.6%	98.1%	81.0%	16,286 人
全体	842,704 回	838,131 回	357,200 回	82.2%	81.8%	39.4%	1,024,843 人※4 (907,630 人) ※5
全体のうち高齢者	247,197 回	246,380 回	212,843 回	95.5%	95.2%	82.2%	258,831 人

※1：5～9 歳人口、※2：10～19 歳人口、※3：18～19 歳人口、※4：5 歳以上人口、※5：18 歳以上人口

接種率に換算すると、2 回目までの接種が 5 歳以上の対象者の 81.8%、3 回目が 39.4%です。最近の主に 3 回目の接種回数は毎週約 4 万回程度が維持されており、このペースで推移した場合、3 月末で累計約 43～44 万人が追加接種を受けられる見込みです。接種券は 2 週ごとに 2 回目接種から 6 ヶ月を経過した対象者に送られており、直近では 3 月 14 日に約 5 万 7 千人に発送されております。この時点で累計発送数は約 54 万人分となり、従って今月末には接種券送付者の約 8 割の方が追加接種を終えられるものと予想され、接種希望者はほぼスムーズに接種が受けられているものと推定されています。

12 歳以上 17 歳以下の者への新型コロナワクチンの３回目接種に向けた接種体制の準備について (R4.3.11)

厚生労働省より、各都道府県宛てに事務連絡がなされました。早ければ 4 月から予防接種法上位置付けられる可能性を踏まえ、現時点の留意事項です。

用いられるワクチンは、現時点でファイザー社ワクチンのみとなることが見込まれます。これまで示されたワクチンの配分量は、12 歳以上 17 歳以下を含め、初回接種を完了した全ての者に接種機会を提供で

きる数量であるため、特にこれらの者のための追加配分は予定されていないとのことです。
現在保有のワクチンの中で、ファイザー製ワクチンの確保が必要となります。

今後のワクチン接種事業について

本日、4 月 11 日以降の接種に対するワクチン移送希望量調査が接種実施施設に送られました。今回も引き続き一定量のファイザーの配分が見込まれることから、前回と同様にモデルナと併せて希望量調査が行われます。

現状の 3 回目接種対象者は 18 歳以上の希望者ですが、上記 12 歳以上 17 歳以下の対象者への接種券の発送が今後準備されます。この年代の方への接種はファイザー社製ワクチン限定となるため、対象年代の方の予約が見込まれる場合、この点にご留意ください。

4 月分の小児用ファイザー社製ワクチンについて、現状の仙台市の在庫は限られておりますが、4 月中旬以降は一定量の配送が可能となる見込みです。4 月下旬までに対象年齢の 8 割に接種可能なワクチンが確保されると見込まれています。

二類感染症患者入院診療加算（250 点）の算定の延長について(R4.3.16)

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 68)」で算定できる期間の変更が示されました。

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 63)」において示されている、「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合における、二類感染症患者入院診療加算（250 点）の算定は、令和 4 年 7 月 31 日までの間は、引き続き可能となります。

仙台市の小児接種マニュアルが更新されます

主な更新内容は、以下のとおりです。

・小児ワクチン 1V あたり 10 回以上採取可・必要な場合追加で針・シリンジを配送する旨を追加
・仙台市ポータルサイト掲載内容に変更がある場合の処理手順等に関する記載を変更
・接種対象者の年齢の数え方に関する記載を追加
・筋肉内注射動画の URL を追加
・副反応が生じた場合対応いただける医療機関に関する記載を追加
・「ワクチンをシリンジに充填した移送」を追加
・「接種液」を追加
・加算に関する記載を追加

仙台市教育委員会教育長から各市立学校に向けた通知

新型コロナウイルス感染症について、仙台市教育委員会教育長より各市立学校向けに通知が出されました。**仙台市立**学校、幼稚園、保育園、児童館における積極的疫学調査（施設調査）により確認された濃厚接触者への対応も本年 2 月より変更されております。この内容は**仙台市立、国立、県立学校医の方へは以下の文書とともに郵送**されております。**国立学校医**および**県立学校医**の方は、**本通知が主に仙台市立学校向け**通知であることから、**参考情報**としてご確認願います。

※参考

・R3 教総健号外（R4.2.7 付)「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の周知及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」について（通知）
・R3 教総健号外（R4.2.16 付)「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合

の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用にあたっての留意事項について」（通知）
・R03健保感号外（R4.2.16付）積極的疫学調査（施設調査）により確認された濃厚接触者への対応について

学校等で新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合の対応について（通知内容要旨）

・仙台市立学校、幼稚園、保育園、児童館（以下、「学校等」）で陽性患者が確認された際には、患者の発症日を踏まえ、**学校等で濃厚接触者の候補者をリストアップ**し、仙台市教育委員会を通じて保健所に報告をする。
・**保健所**は学校等から報告を受けた濃厚接触者候補者の名簿を確認し、**濃厚接触者を決定**。濃厚接触者になった場合は、**学校等を通じて**濃厚接触者となった児童生徒の保護者に、**電話にてお知らせ**。
・濃厚接触者が**症状を呈した際**には、**かかりつけ医療機関もしくは受診・相談センター**に事前連絡の上受診をして頂く。受診・相談センターで近隣の診療検査医療機関を案内するが、**受診が難しい場合は、保健所にて行政検査**を行う。
・**症状の無い濃厚接触者**については、陽性者との**最終接触から7日間の不要不急の外出を控える**とともに、自身による健康観察を最終接触日から10日間行うとされているが、**8日目は登校（園）が可能。**
・濃厚接触者の対応については、学校等から保護者に対し仙台市のホームページを確認いただくようお願いしている。
・学校等の**教職員等についても、児童生徒と同様の対応**となる。
・学校等以外の施設や職場は、仙台市ホームページ掲載の「**職場等で新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合の施設管理者の対応について**」に従う。この場合も、「**濃厚接触者に初期スクリーニング検査を実施しない**」とされている。

学校における感染症対策について、特に留意いただきたい事項（R4.3.14）

日本医師会からの情報提供です。文部科学省において、「軽微な症状のある児童生徒の登校」や、「家族に医療従事者等がいる場合」の登校の扱い等について記載した留意事項が作成され教育委員会等に対し通知が発出されました。以下に通知内容の要旨を示します。

発熱等の風邪の症状がある場合における登校については、令和3年12月10日付け「**学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル**」等において、**児童生徒等も教職員も自宅で休養**することを徹底するなどのことを示しているところですが、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であり、軽微な症状のある児童生徒等や教職員の登校については、児童生徒等の健やかな学びを保障する観点等を踏まえつつ、**地域の感染状況や持病の有無など個別の状況に応じて適切に判断する**ことが重要です。なお、こうしたことに関する診断について、**特段診断書等の提出を求める必要はありません**。

また、新型コロナウイルスの感染が判明した場合や濃厚接触者に特定された場合以外の、例えば**濃厚接触者と同居している場合**や**行政検査の対象者と同居している場合**等については**特段登校を控えることを求める必要はなく**、慎重に検討する必要があります。特に、新型コロナウイルス感染症の対策や治療に当たる医療従事者その他の特定の職業である家族を持つ者について医学的な根拠なく登校を控えることを求めることは偏見や差別につながる行為であり、不適切であることに注意することと記載されています。

ニュース部、ワクチン担当チームより　（111号担当　福壽岳雄）

第6波がいつ沈静化してくれるのか、全国的にまん延防止等重点措置が解除されましたが、まだまだ注意が必要と思われます。今後も最新情報の発信を続けたいと思います。

仙台市医師会へのご意見・ご質問等はFAX、メールでお願いいたします。

FAX：022-267-5193　　メール：sen-ishi@sendai.miyagi.med.or.jp